## 理容所・美容所を開設される方へ

理美容所を開設するには、開設届を提出し、構造設備について検査を受け基準に適合しなければなりません。 次の事項に注意して施設を整備し、開設手続きを行ってください。

## 1 構造設備

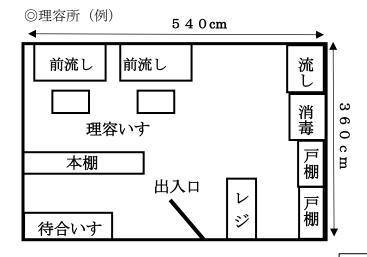
- □ 作業所と待合所があること
- □ 作業所の面積は、9.9 m以上で、かつ、椅子の台数に応じたものであること。
- □ 天井の高さは、床面から 2.1m以上であること。
- □ 床、腰張りは不浸透性材質(コンクリート、タイル等)であること。
- □ 待合所は、作業に支障のない場所に設け、かつ、固定した 0.9m以上 の高さを有する物により、作業所と区画すること。
- □ 洗顔及び洗髪のための流水式の設備を設けること。
- □ 客一人ごとに手指を石けん等で洗える設備があること。
- □ 照明(100 ルクス以上)、換気が十分に行える設備があること。
- □ フタ付きの汚物箱、毛髪箱を備えること。
- □ 器具等の洗浄及び消毒(薬物消毒、紫外線消毒、蒸気消毒等)に必要な設備があること。
- □ 消毒済器具、未消毒器具 (ハサミ、クシ等)、タオル等の布片を区別して収納できる場所 (容器) があること。 ※それぞれ消毒済、未消毒等の標示をすること。
- □ 外傷の手当てに必要な救急薬品及び衛生材料を備えること。

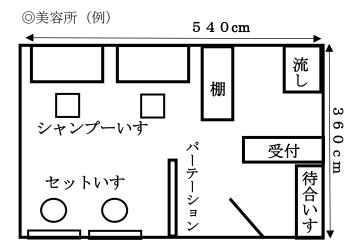
## 2 必要書類

- □ 理容所・美容所開設届出書兼構造設備検査請求書
- □ 構造設備の仕様書
- □ 施設の平面図及び設備の配置図(内のりを寸法として記載してください。)
- □ 店舗の案内図 (調査に行くにあたって、周囲がわかるように記載してください。)
- □ 従業員名簿(全従業者の氏名、免許番号等を記載してください。)
- □ 理容師・美容師免許証及び管理理容師・管理美容師講習会修了証の写し
- ※原本(本証)を確認しますので、申請時に原本を持参してください。
- □ 診断書(結核、皮膚疾患及び伝染性疾患の有無について記載してあるもの)※理容師・美容師のみ
- □ 開設者が法人の場合は、登記事項証明書
- □ 開設者が外国人の場合は、住民票の写し

## 3 申請手数料 □ 17,000円

- ※申請の際は、あらかじめ担当者に電話連絡のうえお越しください。
- ※申請から現地調査、確認がおりるまで時間がかかりますので、開設予定日の<u>2週間前まで</u>に申請書を 提出していただくようお願いいたします。





担 当:川口市保健所 生活衛生課 生活衛生係

所在地:川口市三ツ和1-14-3 鳩ケ谷庁舎4階

電 話:048-229-3913

<作業所面積と椅子の台数>

理容所

2台

3

4

5

6

7

8

9

10

1台增

美容所

4台

5

6 7

8

1 0

1 2

1 4

1 6

2台增

作業所面積

 $9.9~\text{m}^2\sim$ 

 $13.2 \text{ m}^2 \sim$ 

 $16.5 \text{ m}^2 \sim$ 

 $19.8 \text{ m}^2 \sim$ 

 $23.1 \text{ m}^2 \sim$ 

 $26.4 \text{ m}^2 \sim$ 

 $29.7 \text{ m}^2 \sim$ 

 $33.0 \text{ m}^2 \sim$ 

 $36.3 \text{ m}^2 \sim$ 

以降 3.3 m 毎